

松戸市ホームページ「リユースショップガイド」掲載基準

1 目的

ごみ減量に向けてリユースを促進するため、市内リユースショップの情報を、市ホームページに掲載するにあたり、必要な基準を定める。

2 掲載対象となる基準

ホームページに掲載するリユースショップの基準は次のとおりとする。

- (1) 有効な古物商許可証を受けていること
- (2) 日本リユース業協会、日本リユース機構、ジャパンリサイクルアソシエーション、全国古書籍商組合連合会のいずれかの団体に所属していること
- (3) 松戸市内に店舗を設けていること
- (4) 利用者からの相談や苦情に対し適切に対応できること
- (5) 個人情報の保護に関する法律を遵守するなど、利用者の個人情報が適切に取り扱われていること
- (6) 違法な不用品回収業と見做される営業・広告等を行っていないこと
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめとした各法令に違反していないこと
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7条7号）第2項第2号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）並びにこれらのものとの関係を有していないこと
- (9) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていないこと

3 申請

ホームページへ掲載しようとするリユースショップは、「松戸市ホームページ掲載希望申請書」（様式1）のほか、古物商許可証の写しを提出する。

4 掲載内容

市は、申請者からの申請書等を受理し、精査の結果、当該リユースショップが掲載基準に適合する場合、ホームページに次の事項を掲載する。

- (1) リユースショップの名称及び所在地
- (2) リユースショップで取り扱うリユース品の種類
- (3) リユースショップの連絡先

なお、当該リユースショップが掲載の基準に適合しない場合は、その理由を付して申請者に通知する。

5 変更の届出

申請時に提出した内容に変更がある場合、申請者は「松戸市ホームページ掲載内容変更届出書」（様式2）を提出する。

6 ホームページの更新

市は、変更届出書を受理し、変更内容が掲載基準に適合する場合、掲載内容を更新する。また、市は届出がない場合でも、掲載内容に変更がないか適宜確認し、変更を認めた場合、申請者に変更届出書の提出を求め、ホームページを更新する。

7 掲載の終了

申請者は、次に掲げる事情が生じた場合は、「松戸市ホームページ掲載廃止届」（様式3）を提出する。

- (1) リユースショップを閉店したとき
- (2) ホームページ掲載の意思がなくなったとき

8 市による掲載の中止

市は、掲載しているリユースショップが、次の事項に該当すると認める場合、当該リユースショップの掲載を中止する。

- (1) 市で定めた掲載基準に適合しなくなったとき
- (2) 虚偽の内容が明らかになったとき
- (3) その他、掲載にふさわしくないと認められるとき